

## ノリ養殖に関するブルーカーボンクレジット検討会 設置要綱

### (目 的)

第1条 ノリ養殖に関するブルーカーボンクレジット検討会（以下「検討会」という。）は、脱炭素型「兵庫のり」のブランディングに向けて、ノリ養殖によるCO<sub>2</sub>吸収・固定量の定量化手法やブルーカーボンクレジット制度の活用について協議検討することを目的とする。

### (業 務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議検討するものとする。

- (1) 脱炭素型「兵庫のり」のブランディングを目指し、以下の調査・検討を行う。
  - ① 乾燥工程の省CO<sub>2</sub>化に関すること
  - ② ノリ網からの離脱量（ブルーカーボン）に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要なこと。

### (委 員)

第3条 検討会の委員は別添名簿のとおりとする。

### (会 議)

第4条 検討会は事務局が招集する。

- 2 座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。
- 3 検討会は、必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

### (謝 金)

第5条 委員（県職員である委員を除く。）が検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

### (旅 費)

第6条 委員が検討会の職務を行うために、会議等に参加したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

### (事務局)

第7条 検討会の事務局は、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会に置く。

### (その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、兵庫県環境部水大気課が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱の改廃は、検討会が行う。
- 2 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

ノリ養殖に関するブルーカーボンクレジット検討会 委員名簿

【2024.07 現在】

名 称	役 職	氏 名
国立大学法人神戸大学	客員教授	信時 正人
国立大学法人東京海洋大学	教授	二羽 恭介
兵庫県漁業協同組合連合会	専務理事	突々 淳
兵庫県環境部	部長	菅 範昭